

令和4年7月24日

文部科学大臣

末松 信介 様

文部科学副大臣

池田 佳隆 様、 田中 英之 様

文部科学大臣政務官

鰐淵 洋子 様、 高橋 はるみ 様

文化庁長官

都倉 俊一 様

全国大学博物館学講座協議会

委員長大学 明治大学

代 表 駒見和夫



博物館法制度改正にかかわる学芸員の雇用促進と待遇改善に向けた要望

全国大学博物館学講座協議会（加盟 174 大学、令和 4 年 6 月現在）は、博物館法の一部を改正する法律の公布（令和 4 年 4 月 15 日、令和 4 年法律第 24 号）にともない、検討が進められている博物館の登録基準の策定に鑑み、大学での学芸員養成課程を担う教職員の立場から 4 つの事項を要望します。

1. 学芸員の雇用拡大の観点からも、多くの博物館が登録博物館となることができるように、登録博物館への税制優遇や助成金・交付金制度の充実、他の法令体系と連動した振興策などを求めます。

理由：博物館として活動する施設の多くが登録を申請して博物館法のもとに支援されるのであれば、当然ながら登録制度は意味を持たなくなります。登録博物館が一般化して学芸員の配置が常態化することは、博物館の活動の活性化・高度化に結び付くと考えます。

2. 学芸員の適正数配置の基準を設けるとともに、専門職としての採用を促進し、さらに有期雇用が増えている現状に対して、雇用全体の改善を図るために正規職の数値を示しその採用を奨励する課長通知などの発出を求めます。

理由：現在、多くの博物館では各学芸員が過重な職務を担っており、博物館の諸機能の低下を招くことが危惧されます。これは、学芸員の配置数が全体的に少ないことによるものです。文化観光の拠点として新たな使命を担う博物館において、それぞれの規模や事業に応じて配置される正規学芸員の適正数の基準は、是非とも示すべきです。

また、中小規模の公立博物館では、学芸員のほとんどが一般行政職での任用となっています。博物館の諸機能を保障し、高度かつ専門的事項をつかさどる専門職として採用されることが適切です。

さらに、指定管理者制度により有期雇用が常態化し、自治体の直営館でも有期の採用形態が増え、学芸員のうち非正規職の割合が4割強にのぼっています。学芸員を目指す学生においては、継続雇用への不安が大きく、キャリアの展望が描けないことから、博物館の採用活動に支障が出ています。無期雇用による学芸員の雇用の安定化は、博物館の専門的業務の質的向上をもたらすとともに、持続的な運営を担保するうえで不可欠です。

3. 博物館において、学芸員および学芸員補の資格取得者が博物館活動の全般に幅広く関与できる仕組み作りの奨励と、学芸員・学芸員補および博物館スタッフの研修制度の充実、および研修に参加しやすい環境の整備を求めます。

理由：博物館では専門職である学芸員以外にも、解説員や交流員、エドゥケーター、コミュニケーターなどのスタッフが活躍しています。このような多様な場面において、学芸員や学芸員補の資格取得者を取り込む仕組みを各博物館が工夫することは、博物館の諸活動の充実のうえで有意義なはずです。

また、博物館において専門性を向上させる研修を計画的に実施することは、変化の著しいICT技術の修得や修復保存、教育・普及における社会的要請に対応していくうえでも必須です。

4. 博物館の館長および学芸業務の管理職は、学芸員資格者を原則とすることを求めます。

理由：社会教育を担う博物館において、館長や学芸業務の役職者は博物館の役割や機能に精通した学芸員資格者であるべきです。このことは、学芸員を目指す学生のキャリア形成においても、養成課程の間では大きな問題と捉えています。

学芸員の雇用の促進と待遇の改善に向けた上記の要望は、学芸員養成教育の質的な保証は大学が担い、適正な養成教育の実践に努めることが開講大学の責務と認識したうえで提示するものです。開講大学では、学芸員を一生の仕事として価値のある有意義な職業と位置付けて養成教育にあたっています。しかしながら、現状の学芸員の雇用と待遇には改善されるべき課題があり、悩ましい思いを持ちつつ学生と向き合っているところです。学芸員を志す学生が将来への不安を少しでも払拭できるようにするため、この要望を取りまとめました。

本協議会では、新たな法制度と社会のニーズに適うよう、大学における学芸員養成教育の一段の向上を目指してその在り方の検討を進め、引き続き提言していきたいと考えています。